



令和7年8月22日

鹿角市議会議長 児 玉 悦 朗 様

鹿角市議会議員政治倫理審査会
会長 佐 藤 大 介



審 査 結 果 報 告 書

鹿角市議会議員政治倫理条例第13条第1項の規定に基づき、令和7年4月15日付で審査請求があった件について、次のとおり報告します。

記

- 1 審査対象議員：
前任期において鹿角市議会議員であった者18名
- 2 審査の結果：
別紙のとおり

【別紙】

1. 本審査会の設置日 令和7年4月15日

2. 本審査会の構成員 会長 佐藤 大 介
副会長 奈良 明日香
委員 保田 直 美
安 保 真 希
赤 坂 勲
綱 木 裕 一
松 村 託 磨

3. 本審査会の実施経過

(1) 令和7年4月18日 第1回審査会

会長及び副会長互選、違非の存否確認、議員からのパワハラ等に関する実態調査
(以下「実態調査」) 案の決定

(2) 令和7年4月21日～5月7日

実態調査の実施

(3) 令和7年5月14日 第2回審査会

実態調査の結果確認、調査協力職員からの聞き取り調査の可否検討

(4) 令和7年5月21日 第3回審査会

調査協力職員からの聞き取り調査の実施

(5) 令和7年6月10日 第4回審査会

疑義のある審査対象議員からの聞き取り調査の可否検討

(6) 令和7年6月24日・25日 第5回審査会

疑義のある審査対象議員からの聞き取り調査の実施

(7) 令和7年7月 2日 第6回審査会

聞き取り調査内容の取りまとめ、事案審査

(8) 令和7年8月18日 第7回審査会

本報告書(案)の修正

(9) 令和7年8月22日 第8回審査会

本報告書の決定

4. ハラスメントの考え方の整理

鹿角市ハラスメント防止に関する条例第2条第5号の定義を狭義に捉えれば、市民の代表たる議員は「市民の一員」であり、法律上、議員個別には職員に対し何ら「優越的な関係」を有しておらず、パワーハラスメントは成立しないと考えるべきであるが、関係性を広義に捉えて、議員活動が職員に対し影響力を持つと考える職員が存在することも否めない。したがって、本審査会では同条例中、パワーハラスメントも広く含む「その他のハラスメント※」の視点から対象事案を審査することとした。また、その判断基準については、厚生労働省の定めるハラスメント各種指針も参考にした。

※「その他のハラスメント」…相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる言動であって職員の就業環境若しくは職場環境を害するものをいう（鹿角市ハラスメント防止に関する条例第2条第5号）。

5. ハラスメント疑い事案として審査したもの 3件

実態調査を記載した調査協力職員3名の3件について聞き取り調査を行った。

また、実態調査に記載のあった議員3名からの聞き取り調査を行った。

その結果、認定した事案は1件で、その内容は次のとおりである。

6. ハラスメント事案と認定したもの 1件

【対象事案】 館花一仁議員が職員に対し市道除雪の確認及び実施を迫った行為

（1）事実認定

館花一仁議員（以下「議員」）は実態調査の結果について、事実と認めた上でその一部について食い違いがあると弁明している。ただし、食い違いがあるのはA集落の事案における除雪の実施責任が誰にあるかということであり、職員へのハラスメント的言動と直接関係がない。また、議員は同地区の除雪に関する案件で度々職員を呼び出していたと弁明している。このようなこともあり日時の特定には至らなかったが、事案はあったものと認められる。

- ① 議員は、市道除雪について市内の自治会長ほかから除雪に関する苦情を聞いており、状況により除雪担当職員に度々現地確認を依頼している。
- ② 議員は、電話で激怒しながら除雪担当職員をA集落の現地確認に緊急に呼び出した。
- ③ 職員が現地に赴いたところ、議員、除雪事業者、A集落当事者及び先に向かわせていた別の職員がいたが、その場で談笑していた。

- ④ 職員によれば、怒鳴りつけて呼び出されたこともあり優先して対応した案件であったが、優先すべき案件だったとは受け止められず、結果として、議員に対し不信感を抱くようになった。
- ⑤ 職員によれば、この事案以降議員への直接の対応は避けたいと思うようになった。
- ⑥ 令和7年1月上旬、議員はB集落内市道の幅出しと圧雪の剥ぎ取り作業を除雪事業者に要請した。除雪事業者は市の指示を仰ぐため職員に連絡。職員は部下2名を現場に向かわせた。
- ⑦ 部下2名が作業の要否を確認した結果実施する必要はないと判断し、その旨議員及び除雪事業者ほかに現場で伝えた。議員は部下2名に対し、「ふざけるな」などと感情的になり除雪を実施するよう高圧的な態度で迫った。
- ⑧ 職員によれば、部下2名は現場から帰着後「今まで対応した中で、経験がないほど怖かった」との心情を吐露していた。

(2) 評価

議員によれば、A集落・B集落の両事案について、生活の維持、緊急車両の通行等、地域住民の生命に直接関わる事案との認識から高圧的になったと弁明している。本審査会としても当然、その点は重要であると考えものの、職員も同様に実施基準に照らした判断を行っていると考えるのが妥当であり、その判断も尊重されるべきものとする。一方的に除雪の確認及び実施を迫った議員の行為は過大な要求と言わざるを得ず、さらに感情的・高圧的に迫った態度は、職員の就業環境・職場環境を害しており看過できない。

7. 本報告に対する付言

本審査会は、外部委員会とは異なり、同じ立場に立つ市議会議員で構成される審査会である。今回認定した事案については、議員の市民要望の処理方法は別問題として、議員が職員の判断も尊重しつつ冷静さを保った対応ができていれば、ハラスメント事案となる可能性は低かったと考える。こういった点で、私たち自身も同様の行為に至らないよう、留意しなければならない。

そもそも、市議会は二元代表制の下、地方自治運営における条例等の政策決定を行う役割を有する。地域に課題があるのであれば、それらを解決するルールを議会の場で提言していくことも私たちの役割であることを忘れてはならない。